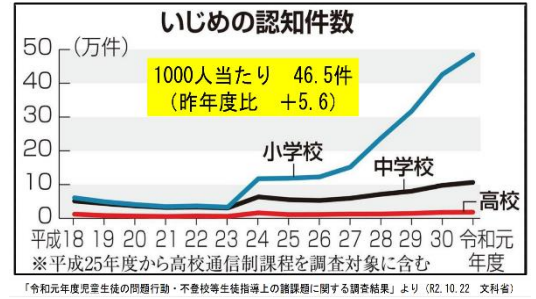


いじめ問題への「組織的対応」と「未然防止の取組」

学校で実施されるアンケート等により、学校がいじめを認知している件数は右図のように年々増えてきています。1000人あたりの件数で比較すると、全国平均46.5件に対し岩手県は64.1件と大幅に上回っています。これは、いじめの未然防止の第一歩である“気づき”の目が高まっている証拠です。

『いじめ防止対策推進法』では、「気づき」→「組織への報告」が義務付けられており、組織で対応することで担任等の“抱え込み”を防ぐことにもつながる大切な法令義務です。



学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。【いじめ防止対策推進法 第23条】

そこで、今年度の生徒指導研修会（5月28日実施）では、各校の生徒指導主事以外の先生方も参加対象とし、組織的対応について演習も交えながら改めて考えました。研修会の主な内容及び参会者の感想を紹介します。

組織的対応に関する課題と方策例

【課題①】 自校の「いじめ防止基本方針」が教職員全員に周知徹底されているか。形だけのものになってはいないか。

【方策例】 学級活動や道徳の時間に「学校いじめ防止基本方針」を読む時間を年間指導計画に位置付ける。

【課題②】 事案発生時の対応等、学校の組織体制を全教職員が把握しているか。

【方策例】 校内研等で、校内体制を確認したり具体事例を通してそれぞれの立場での行動を考えたりする。（研修で活用できる演習シート配布済み）

いじめを未然に
予防するための取組

★組織として日常的な対応に取り組む

- ・「いつもの様子」を把握→「いつもと違う様子（異変）」に気づきやすい→教職員間で共有（例：笑顔が減った、行動メンバーが変わった、給食を残すようになった、一人でいるようになった等）
- ・教職員の行動を「見える化」→全教職員が取り組める具体的な行動により、児童生徒を観察する時間が増える。（いじめは授業以外の時間に起こることが明らかであることから）（例：始業2分前には教室に入る、児童生徒と一緒に掃除をする等）

★『自己有用感』を高めさせる

- ・児童生徒に「自分は人の役に立っている」「周りから認められている」と実感させる。（例：体育祭等での係活動、日常の清掃活動や委員会活動、授業での発言などを価値付ける）
- ・他者を攻撃する可能性が低くなり、誰もが安心できる学級集団が構築できる。

～参会者からの感想～

- ・高学年の児童と「いじめ防止基本方針」を読み合い、話し合う場を設けたい。
- ・子どもの居場所づくり、自己有用感を高めることを心掛けた学級経営の大切さを伝講していきたい。
- ・対応する私たちがいじめの定義をしっかりと理解していくことで、曖昧な対応ではなく被害・加害・保護者等への適切な対応になることを強く感じた。
- ・「できる限り子どものそばにいる」という行動目標例は、先生方が実践できるものであり参考にしたい。
- ・小さな問題でも、いじめ未然防止のために全教職員で情報共有をすることが必要だと感じた。
- ・子どもと教師の間に信頼関係が構築されていれば、子どもは心を開いていくと思う。子どもにとって安心できる教師でありたい。

